

# 栃木県建設業協会青年経営者連合会規約

## (名 称)

第1条 本会は(一社)栃木県建設業協会(以下「協会」という)に所属し、名称は栃木県建設業協会青年経営者連合会(以下「青経連」という)と称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、協会内に置く。

## (目 的)

第3条 この会は、各支部に設置されている青年の会等(以下「青年の会等」という)の連合体で、次代を担う建設業の青年経営者が、これからの建設業に的確に対応していく能力を養い、豊かな思考力と行動力を持って、魅力ある建設業や美しい地域社会の将来像を探求すると共に、建設業界の発展の方策の検討等に当たり、本県建設業の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員が建設業の未来を担う経営者としての感性をみがき、能力の向上を図るための講習会、研修会の開催。
- (2) 建設業の改善等に関する調査・研究及び情報収集並びに情報交換の実施。
- (3) 他機関等との意見交換。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## (会員の資格)

第5条 本会の会員は、「各支部青年の会等」の会員もしくは当該支部長の推薦を受けた者とする。

## (役員の種類及び数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (宇都宮・鹿沼・日光・芳賀・下都賀・塩谷・那須・烏山・安蘇・足利、支部から1名)
  - (2) 副会長 2名 (宇都宮・鹿沼・日光・芳賀・下都賀・塩谷・那須・烏山・安蘇・足利、支部から1名)
  - (3) 幹事長 1名 (宇都宮・鹿沼・日光・芳賀・下都賀・塩谷・那須・烏山・安蘇・足利、支部から1名)
  - (4) 幹 事 14名以内(正副会長を除く但し、協会役員は除く。)
  - (5) 監 事 2名以内(宇都宮・鹿沼・日光・芳賀・下都賀・塩谷・那須・烏山・安蘇・足利、支部から1名)
2. 必要と認めた場合は、会員以外の者より幹事を置くことができる。
  3. 幹事の中から必要に応じて書記幹事・会計幹事・副幹事長を置くことができる。

(役員)

第7条 役員は、各所属支部より推薦された者（各支部2名以内）とし、協会会長がこれを委嘱する。

(正副会長の互選)

第8条 会長、副会長は幹事の互選とする。但し、会長は前年度幹事経験者から互選する。

(役員任務)

第9条 会長は本会を代表し会務を統括し会議の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 幹事長は会長、副会長を補佐し、会務の執行にあたる
4. 幹事は、役員会を構成し、会務の執行にあたる。

(役員及び委員会正・副委員長の任期)

第10条 会長の任期は2年とし再任は認めない。その他の役員の再任は妨げない。但し、任期は、協会の役員の任期と同一とする。

2. 幹事に欠損が生じたときは、所属支部は補欠幹事を推薦することができる。但し、補欠で選任された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員会の正・副委員長の任期は2年間とする。協会の役員の任期と同一とする。

(顧問・相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問には協会会長を推載する。
3. 相談役には協会副会長及び青経連会長経験者を推載する。
4. 会員であった者が県会議員となった場合は相談役に推載する。
5. 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計幹事、幹事、監事、書記幹事が特に必要と認められた者。

(会議)

第12条 本会の会議は総会及び役員会とし、必要に応じ随時開催することができる。

(報告)

第13条 会長は、必要事項について協会会長に報告しなければならない。

(運営会費)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費並びに協会よりの助成金をもってこれにあてる。

(会費)

第15条 会費は、役員会で定める。但し、納入した会費は返還しない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 本会の事務は、協会事務局において行う。

(この規約に定めのない事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の事業執行上必要な事項は役員会の議を経て協会会長の承認を得るものとする。

(付 則)

1. 本規約は、平成12年2月17日から施行する。
2. 本規約は、平成13年5月24日から変更施行する。
3. 本規約は、平成19年6月1日から変更施行する。
4. 本規約は、平成22年4月8日から変更施行する。
5. 本規約は、令和6年6月28日から変更施行する。